



浦添市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策協力事業者支援金交付事業

【参加申込要項】及び【支援金申請要項】

Ver. 1.0 令和3年2月25日更新済

Ver. 2.0 令和3年3月31日更新済（スケジュール延長）

Ver. 3.0 令和3年4月20日更新済（抽選方法の変更）

Ver. 4.0 令和3年6月17日更新（スケジュール延長）

目次

<総則>

- ・事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P
- ・キャンペーン期間等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P（更新 Ver4.0）
- ・キャンペーン対象事業者・・・・・・・・・・・・ 3P
- ・クーポン券の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～6P（更新 Ver4.0）
- ・クーポン券利用対象・・・・・・・・・・・・ 6P
- ・参加店舗の責務・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P
- ・クーポン券利用者へのお願い・・・・・・・・ 8P

<キャンペーン参加申込について>

- ・キャンペーン参加要件・・・・・・・・・・・・ 9P
- ・参加申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・ 9～10P
- ・参加申込の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 10P（更新 Ver4.0）

<支援金の申請について>

- ・支援金の支給対象者・・・・・・・・・・・・ 11P
- ・支援金支給の対象となる経費・・・・・・・・ 11P
- ・支援金の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・ 11P
- ・支援金の申請に必要な書類・・・・・・・・ 11～12P
- ・支援金交付申請の方法・・・・・・・・・・・・ 12P（更新 Ver4.0）
- ・支給の決定及び支給方法・・・・・・・・ 13P
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13P

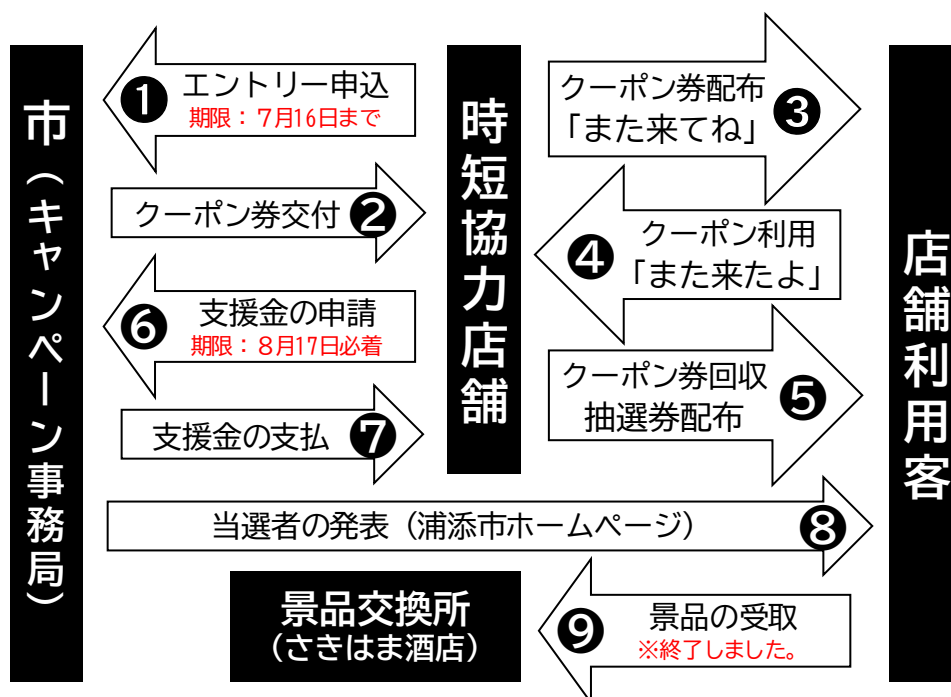
<お問い合わせ先>・・・・・・・・・・・・・・・・ 13P

<景品抽選等について※終了しました。>・・・・・・・・ 14P（更新 Ver4.0）

【事業の目的】

沖縄県による営業時間の短縮要請に協力して頂いた市内の飲食店及び接待を伴う遊興施設等の事業者を対象として、感染症拡大防止対策の再徹底を図るとともに、店舗利用客の来店リピート「また来たよ」を促し、協力事業者の売上回復、及び飲食関連事業者（卸業など）への相乗効果を目的として、参加事業者が「クーポン券」を活用することにより店舗利用客の需要喚起を行い、「クーポン券」の特典などの利用実績に伴い支援金を支給します。

<本キャンペーンの概要図>



【キャンペーン期間等】※令和3年6月17日更新（1か月程度延長）

参加申込期間 : 令和3年3月1日(月)～~~5月31日(月)~~ **7月16日(金)**

クーポン券利用期限 : 令和3年6月30日(水)～ **7月31日(土)**

支援金交付申請期限 : 令和3年7月16日(金)～ **8月17日(火)** ※必着

景品抽選会の日程 : **終了しました。**

※ 緊急事態宣言の発令及び期間の延長を受け、クーポン券の利用期間等を延長しました。参加店舗、店舗利用客におかれましては、国及び県の発出する要請事項等を遵守し、飲食時以外のマスク着用の徹底など、感染症拡大防止のご協力をお願いします。

【キャンペーン対象事業者】

本キャンペーンの参加要件は、「参加申込の要件」と「支援金申請の要件」の2種類あります。

【参加申込の要件】

- ・ 県時短協力金の 受給者 または 受給する見込みがある者
 - ・ 通常、20 時以降も営業を行う飲食店等
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策等を実施している事業者 など
- ※ 参加申込の要件など、詳しくは9～10 ページを参照

【支援金支給の要件】

- ・ 県時短協力金の 受給者（見込は対象外）
 - ・ キャンペーン参加申込書等を提出した事業者 など
- ※ 支援金申請の要件など、詳しくは11～13 ページを参照

【クーポン券の概要】※令和3年6月17日更新（1か月程度延長）

参加店舗専用クーポン券として、予め設定する「飲食代1,000円割引」のほか、店舗オリジナル特典を追加設定（任意）することができるもので、本キャンペーンに伴い設定する景品の抽選券としての機能も備えたクーポン券です。

※景品抽選は終了しました。

※クーポン券の有効期限は令和3年7月31日（土）までです。

3月14日 ➡ 7月31日 と読み替えてご利用・利用客への周知をお願いします。

1 名称

また来てねクーポン券【取扱店舗専用クーポン券】

2 クーポン券が利用できる店舗

「また来てねクーポン券」は、表面記載の取扱店舗のみ特典利用ができるものとします。（キャンペーン参加事業者各1店舗ごとの専用クーポン券です。）

また、「また来てねクーポン券」が利用できる店舗の情報は、本キャンペーン参加店舗が発信する情報（SNS、店内掲示ポスターなど）、または、市ホームページ（随時更新予定）よりご確認ください。

3 クーポン券サンプル

<表面>



<裏面>



4 クーポン券の利用方法

(1) 本キャンペーンに参加した事業者に対し、市（事務局）から「また来てねクーポン券」を交付します。

1 事業者あたり 100 枚 + a(追加交付分) = 最大 200 枚まで

※ 利用実績に応じて支給する支援金の額は、上限10万円（100枚まで）です。

利用客等への配布枚数が100枚を超えると店舗負担分が発生する場合がありますので予めご了承ください。(利用実績が100枚を超える場合は、店舗負担となります。)

【例：クーポン券 150 枚分の特典を利用した場合】

参加店舗の負担総額 150,000 円 支援金の額 100,000 円 店舗の実質負担額 50,000 円

- (2) 参加事業者は、「また来てねクーポン券」の表面に ①店舗名(必須) を記載し、必要に応じて ②オリジナル特典(任意)、③メッセージ(任意)を記入します。

【記入例】



- < ② 店舗オリジナル特典の例 > ※必須ではありません。
 ドリンク試飲1回無料、カラオケ1回無料、店長の笑顔、一発芸、なげキッス、数量限定メニューの優先権 など、参加事業者が自由に設定できます。
 ※ 店舗オリジナル特典にかかる費用は、支援金の対象になりません。

- (3) 参加事業者は、店舗利用客等に「また来てねクーポン券」を配布して、店舗利用客の来店リピートを促します。配布の際には、必要に応じて、感染症の拡大防止を踏まえた条件などを設定してください。

< 感染症の拡大防止を踏まえた条件の例 >

5人未満2時間以内の来店予約者への配布、COCOA 又は RICCA の登録者への配布、飲食時以外のマスク着用を徹底していた利用客への配布 など

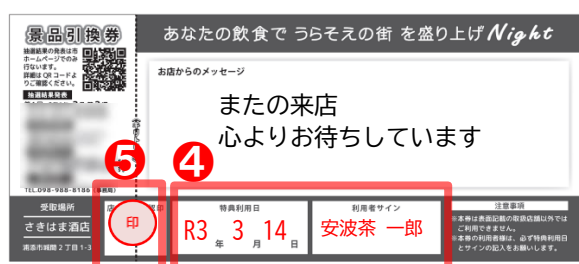
< その他店舗で自由に設定できる配布条件の例 >

飲食代2千円以上で1枚、1万円以上で5枚配布(飲食代を目安に配布)、じゃんけん・くじ等により配布 など

※ 参加店舗の実情にあわせて、自由に設定が可能です。

- (4) 参加事業者は、店舗利用客が「また来てねクーポン券」を持参して来店した場合は、「飲食代1,000円割引」を含む特典サービスを行ってください。
 また、その際には、必ず店舗利用客に対し ④特典利用日、サイン の記入をお願いして、⑤店舗の確認印(割印)を押印してください。

【記入例】



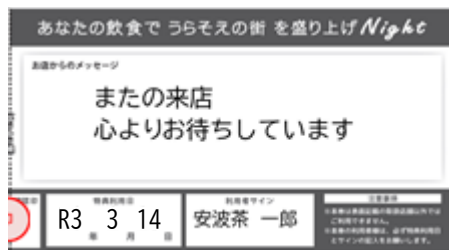
※ 店舗利用客の「特典利用日」「サイン」の記入がない場合は、支援金の計算の対象になりません。
 ※ 「サイン」は、できるだけフルネームで記入してもらうようお願いしてください。

(5) 「また来てねクーポン券」の抽選券部分を切り離して、店舗利用客へ渡してください。店舗控え分のクーポン券は、支援金の申請時に必要な書類となりますので、紛失等にご注意ください。

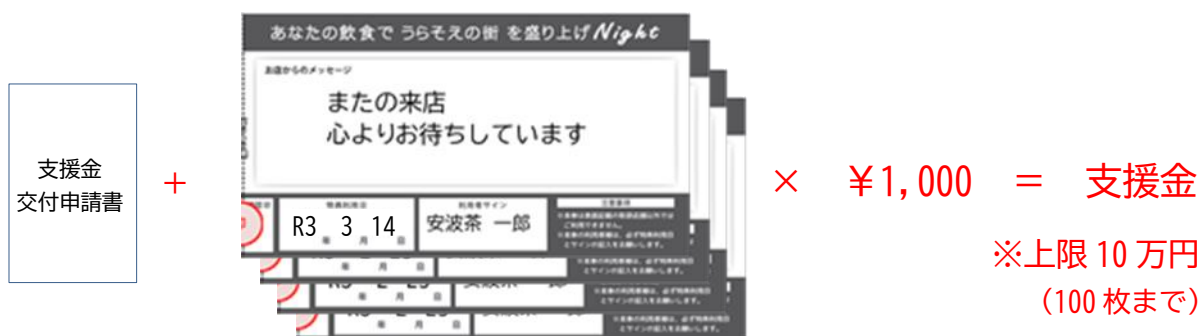
【利用客控え】



【店舗控え】 ※支援金の申請に必要です。



(6) 支援金交付申請書に特典利用済みの「また来てねクーポン券」を添えて支援金の申請を行います。



※ 支援金を受給するためには、支援金交付申請書に特典利用済みクーポン券(特典利用日・利用客のサインが記載されたもの)を添付して事務局への申請が必要です。

※ 支援金の額は、上限10万円(上限100枚分)までです。(クーポン利用実績)

※支援金の申請方法など、詳しくは9～11ページをご覧ください。

【クーポン券利用の対象】

「また来てねクーポン券」に予め設定する「¥1,000 OFF」特典は、クーポン券表面記載の取扱店舗にて、店舗利用客のお会計から、飲食代より1,000円割引することを目的としています。

「飲食の提供」以外のサービスは、「¥1,000 OFF」特典の対象となりません。

【参加店舗の責務】

本キャンペーンの参加店舗は、次の事項を遵守しなければなりません。

1 参加店舗であることを明示すること

参加店舗であることが明確になるよう、参加店舗告知用ポスター等を店舗利用客がわかりやすい場所に掲示してください。

2 クーポン券の枚数管理の徹底

事務局より交付を受けたクーポン券を店舗利用客等へ配布する場合は、抽選番号順に配布してください。(例：No.000001～No.000100 の場合、No.000001 から順に配布)

※クーポン券の残り枚数について、事務局から報告を求める場合があります。

3 抽選会に係る事務局へのクーポン券残枚数の報告厳守

本キャンペーンは、利用客の需要喚起を目的に抽選会・景品を設けています。

そのため、抽選会の実施に伴い、参加店舗が利用客へ配布したクーポン券の配布枚数を確認する必要があります。

つきましては、**計5回**、次の期限までに、クーポン券の残り枚数をご報告ください。

交付を受けたクーポン券をすべて配布済みの場合も、同様にご報告ください。

◆ ~~報告1回目~~ 令和3年 3月17日(水) 15:00まで

◆ ~~報告2回目~~ 令和3年 3月25日(木) 15:00まで

◆ ~~報告3回目~~ 令和3年 4月1日(木) 15:00まで

◆ ~~報告4回目~~ 令和3年 4月22日(木) 15:00まで **※追加**

◆ ~~報告5回目~~ 令和3年 5月6日(木) 15:00まで **※追加**

※景品抽選は終了しました。(令和3年6月17日更新)

4 つり銭対応は行わないこと ※金券ではありません。

「また来てねクーポン券」の利用に伴い、利用客の飲食代が1,000円未満であっても、つり銭対応は行わないでください。

5 クーポン券の未成年への配布は行わないこと

景品にアルコール飲料を設けている為、未成年への配布は行わないでください。

6 有効期限を確認すること※令和3年6月17日更新(1か月程度延長)

有効期限(**7月31日**)を過ぎたクーポン券は取り扱いしないでください。また、認証不能(破損等がひどい場合など)の場合も取り扱いしないでください。

7 特典利用日、利用客サイン、店舗の確認印を確認すること

受け取ったクーポン券には、必ず、店舗利用客の「特典利用日」、「サイン」の記入を確認して、「店舗の確認印」も押印してください。

8 クーポン券の売買等は行わないこと

クーポン券の売買等は行わないでください。虚偽申請、不正受給の疑いがある場合は、事前の通知を要することなく浦添警察署等へ通報する場合があります。

【クーポン券利用者へのお願い】

本キャンペーンの参加店舗において、「また来てねクーポン券」をご利用する方は、次の事項を遵守するようお願いいたします。

1 クーポン券に特典利用日、利用者サインを記入すること

キャンペーン参加店舗での飲食時に、「また来てねクーポン券」の特典を受ける場合は、クーポン券裏面に **特典利用日** と **利用者サイン(氏名)** の記入をお願いします。

※店舗利用客の「特典利用日」「サイン」の記入がない場合は、キャンペーン参加店舗が申請する支援金の計算の対象になりません。ご協力をお願いします。

2 クーポン券の紛失にご注意ください

キャンペーン参加店舗から「また来てねクーポン券」を受け取った方に対して、再交付などの対応を行っておりません。予めご了承ください。

3 未成年への譲渡の禁止

「また来てねクーポン券」は未成年への配布を行っておりません。景品にアルコール飲料を設定しているため、未成年への譲渡は行わないでください。

4 景品の受取期限の厳守

「また来てねクーポン券」には、抽選及び景品の設定があります。当選番号は市ホームページにてお知らせいたしますので、当選番号記載のクーポン券をお持ちの方は、期限内の景品受取をお願いします。

景品受取をキャンセルする場合は、お手数をお掛けしますが、キャンペーン事務局までご一報ください。(TEL098-988-8186)

※景品受取期限(令和3年4月16日(金))を過ぎた場合は、景品受取キャンセルとみなし、半券をお持ちの場合でも景品交換は行いません。予めご了承ください。

※当選番号記載のクーポン券(半券)をお持ちでない方は、景品を受け取ることができません。紛失しないよう十分に注意してください。

5 クーポン券の売買等は行わないこと

クーポン券の売買等は行わないでください。不当に利益を得ている疑いがある場合は、キャンペーン参加店舗と協力の上、事前の通知を要することなく浦添警察署等へ通報する場合があります。

【キャンペーン参加申込について】

【キャンペーンの参加要件】

本キャンペーンの参加することができる事業者は、次の(1)～(4)のすべてに該当する市内事業者で、(5)に該当する事業者以外の者とします。

- (1) 沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金（県時短協力金）の受給者又は受給する見込みがある者

※次の期間の全部又はいずれか1以上の期間に係る時短協力金の受給者または受給見込み者が対象となります。

- ・令和2年12月14日発表 時短要請期間（12/17～12/28）
- ・令和2年12月23日発表 時短要請期間（12/29～1/11）
- ・令和3年1月8日発表 時短要請期間（1/12～1/21）
- ・令和3年1月19日発表 時短要請期間（1/22～2/7）
- ・令和3年2月4日発表 時短要請期間（2/8～2/28）

- (2) 沖縄県が営業時間の短縮要請を発表した日以前に開業し、20時以降も通常営業を行う市内の飲食店等

- (3) 業界団体が示す新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を遵守している者

- (4) 協力事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと、また、上記の暴力団及び暴力団員が、協力事業者の経営に事実上参画していないこと。

- (5) 次のいずれかに該当する者は、参加対象から除きます。

- ・食品衛生法上、適法な飲食店営業許可を取得していない事業者
- ・屋内での飲食を伴わない「屋台、弁当屋、デリバリー、テイクアウト等」の事業者
- ・通常の営業時間（営業時間短縮要請の発表された日以前の営業時間）が、5時以降に開始し、20時以前に終了する事業者
- ・既に廃業した事業者及び以前から休業中の事業者
- ・デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- ・その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

【参加申込に必要な書類】

次の①～②までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求める場合があります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

① また来てねキャンペーン参加申込兼誓約書兼承諾書（様式第1号）

<申請書等の入手方法>

浦添市ホームページからダウンロード及び印刷してご使用ください。

※インターネット環境が無い事業者は、市役所（産業振興課）、浦添商工会議所、浦添地区社交飲食業組合、で申請書等の入手が可能です。

② 食品衛生法第52条第1項に基づく、飲食店営業許可証の写し

【参加申込の方法】※令和3年6月17日更新（参加申込期限の延長）

感染症拡大防止のため、原則、郵送受付のみとします。

参加申込書類などに不明な点がある場合は、お電話にてお問い合わせください。

<送付先>

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1-1-1 5階
うらそえまた来てねキャンペーン事務局 あて
TEL:098-988-8186

※申込書類の受付は、~~3月31日(水)~~ 7月16日(金)まで にご提出ください。

※封筒に切手を貼付の上、裏面には差出人の住所・氏名を必ずご記入ください。

※内容確認に必要なため、申込書類には必ず連絡先（携帯電話番号など）の記入をお願いします。

【支援金の交付申請について】

【支援金の支給対象者】

支援金の交付申請を行うことができる者は、次の(1)～(3)のすべてに該当する時短協力事業者とします。

(1) また来てねキャンペーン参加申込兼誓約書兼承諾書(様式第1号)を提出した者

(2) 沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金を受給したことが確認できる者

※次の期間の全部又はいずれか1以上の期間に係る時短協力金の受給者が対象となります。(県時短協力金の受給が確認できない者は対象外です。)

- ・令和2年12月14日発表 時短要請期間(12/17～12/28)
- ・令和2年12月23日発表 時短要請期間(12/29～1/11)
- ・令和3年1月8日発表 時短要請期間(1/12～1/21)
- ・令和3年1月19日発表 時短要請期間(1/22～2/7)
- ・令和3年2月4日発表 時短要請期間(2/8～2/28)

(3) 「また来てねクーポン券」を活用しサービスを提供した事業者で、かつ、店舗利用客の特典利用日、サインが確認できる「また来てねクーポン券」を提出することができる者

【支援金支給の対象となる経費】

支援金の給付の対象となる経費は、支給対象者が負担した事業経費のうち、「また来てねクーポン券」の活用に伴い発生した「飲食代1,000円割引」特典にかかる経費とします。

【支援金の支給額】

支援金の支給は、1時短協力事業者につき1回までとし、支給額は、店舗利用客の特典利用日、サインが確認できる「また来てねクーポン券」の枚数に1,000円を乗じて得た額が10万円未満の場合は全額、10万円以上の場合は10万円とします。

【支援金の申請に必要な書類】

次の①～⑤までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求める場合があります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

① 浦添市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策協力事業者支援金交付申請書
(様式第2号)

<申請書等の入手方法>

浦添市ホームページからダウンロード及び印刷してご使用ください。

※インターネット環境が無い事業者は、市役所(産業振興課)、浦添商工会議所、浦添地区社交飲食業組合、で申請書等の入手が可能です。

② 沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金の受給したことが確認できる書類

県時短協力金の振込先通帳の写し

③ 店舗利用客が特典を利用したことが確認できるクーポン券

店舗利用客の特典利用日、サインの記入が確認できる「また来てねクーポン券」とします。

④ 支援金の振込先口座情報が確認できる通帳の写し等

通帳の表紙・表紙裏面の写し(口座番号、口座名義人氏名が確認できる箇所)

※申請者名義の口座に限ります。

⑤ 本人確認書類の写し(以下のa又はbのいずれか確認できる書類を1つ)

a:(法人)登記事項証明書又は印鑑証明書

b:(個人)運転免許証、パスポート又は保険証等の書類

【参加申込の方法】※令和3年6月17日更新(支援金申請期限の延長)

感染症拡大防止のため、原則、郵送受付のみとします。

参加申込書類などに不明な点がある場合は、お電話にてお問い合わせください。

<送付先>

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1-1-1 5階

うらそえまた来てねキャンペーン事務局 あて

TEL:098-988-8186

※支援金の書類受付は、~~7月16日(金)~~ **8月17日(火)** **※必着** です。

申請書が期限内に確認できない場合は、支援金を受給することができませんのでご注意ください。

※封筒に切手を貼付の上、裏面には差出人の住所・氏名を必ずご記入ください。

※内容確認に必要なため、申込書類には必ず連絡先(携帯電話番号など)の記入をお願いします。

【支給の決定及び支給方法】

申請内容の審査及び支給決定後、指定された口座への振込により支給します。なお、申請からお振込みまで約3週間程度期間を要し、支給決定通知は、口座への振込をもって代えさせていただきます。

申請内容が要件に合致しないと判断した場合は、支援金の支給はありません。不支給決定通知書（様式第3号）をもって、申請者への通知と代えさせていただきます。

【その他】

支援金の支給事務を円滑かつ確実にを行うため、必要に応じて、市（事務局）では、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返金していただきます。

<参加申込・支援金申請に関するお問い合わせ先>

うらそえまた来てねキャンペーン事務局

TEL：098-988-8186

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1-1-1 5F

受付：平日 10:00～17:00

Mail：jimukyoku@urasoe-cp.jp

<景品抽選等について>

※景品抽選等は終了しました。(更新日：令和3年6月17日)

【景品】 Cheers (チアーズ) 1箱 (350ml×6本) 市制施行50周年記念限定商品

【景品概要】

浦添市は、本年度に市制50周年を迎えました。同じく50周年を迎えた名護市や、両市の事業者、沖縄高専と共に、浦添産「桑」の実と名護産「シークワサー」を用いて、「乾杯」をテーマにしたスパークリングが発売されました。

浦添の夜の街を盛り上げる願いを込めたプレゼントです。

【抽選の方法】

本キャンペーンの参加事業者が支援金交付申請に添付した「また来てねクーポン券」記載の抽選番号、または、参加店舗から報告を受けた配布済み「また来てねクーポン券」記載の抽選番号を用いて抽選会を行います。(対象者：500名程度)

【抽選会 及び 当選番号通知日】

1回目 令和3年3月第3週目 (令和3年 3月19日 (金) 実施) 当選者 100名

2回目 令和3年3月第5週目 (令和3年 3月29日 (月) 実施) 当選者 100名

3回目 令和3年4月第2週目 (令和3年 4月 5日 (月) 実施) 当選者 100名

<抽選会 景品受取期限>令和3年4月16日 (金) まで

※ 期限までに受け取りが無かった景品につきましては、本キャンペーンの目的である時短協力店舗の売り上げ回復を図るため、キャンペーン参加店舗へ分配し、各店舗において有効活用していただくこととしました。

【キャンペーン参加特典として、すべての利用者を景品獲得の対象とします。】

キャンペーン参加店舗にて、「また来てねクーポン券」の特典を利用したすべての利用者を対象として、先着順で景品 (チアーズ) を配布いたします。

「また来てねクーポン券」の半券をお持ちの方は、景品交換所までお越しください。

<景品内容> Cheers (チアーズ) 1箱 (350ml×6本) ※お1人様1箱限り。複数交換不可。

<対象者> 先着200名様 ※景品在庫が無くなり次第配布終了します。

<受取期間> 令和3年4月21日 (水) ~ 5月15日 (土) まで ※期限厳守

※実施予定としていた第4・5抽選会は、実施しません。すべての利用者を対象とします。

【景品受取方法】

店舗確認印のある「また来てねクーポン券」の半券を景品交換場所にてご提示ください。

※「また来てねクーポン券」利用時の店舗確認印がないと景品交換できませんので、ご注意ください。また、未成年の景品交換もお断りしています。お1人様1箱限り。

※景品の在庫がなくなり次第、景品交換を終了します。予めご了承ください。

【景品交換場所】

さきはま酒店 浦添市城間2-1-3